

○総合教育会議の運用について（案）

※参考：平成 26 年 7 月 17 日付 26 文科初第 490 号文部科学省初等中等教育局長通知『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）』

1 総合教育会議を開催する事項

(1) 予算、条例など市長部局としての対応が行われる場合

- ア 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- イ 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合

- ア いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- イ 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合

(3) 児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態

- ア 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- イ 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合
- ウ 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
- エ いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号) 第 28 条の重大事態の場合

(4) 大綱の策定、改定など

大綱の対象とする期間は、市長の任期との連動が想定され 4～5 年程度としている。

※ 参考：総合計画【計画期間 10 年（H29～H38） 5 年で見直し（H34～H38）】
教育振興基本計画【計画期間 5 年（国 H25～H29、県 H25～H29）】

(5) その他

総合教育会議は「地方公共団体の長が招集すること」とされているが、教育委員会は協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができる。

ただし、「総合教育会議は、地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではないこと。」とされていることから、「従前の教育委員会の執行権限を超え、政策判断が必要とされる事項」であることを(1)から(4)以外で、総合教育会議を開催すべき事項の基準とする。

※ 総合教育会議で議題にできないこと

- (1) 教科書採択（『教科書採択の方針』の協議は可能）
- (2) 個別の教職員人事等（『教職員の人事の基準』の協議は可能）
- (3) 政治的中立性の要請が高い事項
- (4) 日常の学校運営に係るような些細なこと

2 開催スケジュール

佐久市総合教育会議では、形骸化を防ぎ、現在も教育委員会が市長と連携を取るため、または、同様の趣旨で開催している会議等との重複を避け、効果的で、効率的な会議とするよう現行の会議との整合を図る。

また、不定期の開催では、総合教育会議が定着せず、緊急の際にも事務処理等が安定しないことが考えられるため、「定例開催」を設定し、招集、開催、公表等の事務処理の流れが常に検証される形を整え、緊急時にも招集が速やかに行われるよう整えて行くことが重要と考える。

(1) 定例開催

- ア 年度当初【意見交換等】（5月中旬）
- イ 年度中間【予算、条例等関係】（8月中旬～10月上旬）
- ウ 年度終わり【意見交換等】（3月中旬～下旬）

開催の必要がない場合は、開催しないこともできることとする。

- ※ 参考 当初予算要求 ： 10月上旬
例規関連の提出期限： 1月上旬

(2) 臨時開催

- ア 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合
- イ 児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態
- ウ 大綱の策定、改定などの場合
- エ その他、必要な場合

※今年度は、上記の(1) 定例開催に加え、ウの「大綱の策定」による開催を予定

3 総合教育会議の公開等について

(1) 会議の公開

原則、会議は公開とする。

ただし、以下の場合については、非公開とする。

- ア 個人の秘密の保持が必要とされると認めるとき
- イ 会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき
- ウ 公益上必要があると認めるとき

なお、会議を非公開とする場合は、会議に諮り、決定する。

(2) 議事録の公表

原則、会議後は議事録を作成し、公表する。

ただし、(1) ただし書きの場合の会議の議事録は、公表しない。

4 その他について

総合教育会議における上記以外の運用については、平成26年7月17日付26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について(通知)』に留意するとともに、国県の動向等も考慮し、会議の適正な運用を図る。